

リスク分担表

段階・区分		リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方
				発注者	受注者	
共通	制度	1 法令等変更	本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更	○		下水道法の改正等。（特に、本業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、受注者に対して一般に適用される法律の変更は含まない。）
			上記以外（広く一般的に適用されるもの）		○	—
		2 税制改正	当該業務に直接関係するもの	○		消費税率の改正、新税による増加費用等。
			上記以外（広く一般的に適用されるもの）		○	法人税率の改正等。
		3 許認可	発注者が取得する必要がある許認可	○		—
			受注者が業務実施上取得が必要となる許認可		○	
	社会	4 住民対応	業務の推進及び施設の存在自体に起因する反対運動、訴訟、苦情等	○		—
			受注者の行為に起因して発生する反対運動、訴訟、苦情等	(○)	○	発注者も共に対応する方が解決しやすい場合もあるため、内容によっては発注者も対応する。
		5 第三者損害	要求水準等に従って業務を実施しても避けることのできないもの	○		騒音、悪臭、振動、電波障害等。
			施設の存在自体によるもの	○		
			受注者帰責事由によるもの		○	
		6 環境問題	要求水準等に従って業務を実施しても避けることのできないもの	○		—
			施設の存在自体によるもの	○		
			上記以外で、受注者の行為に起因するもの		○	
	経済	7 物価変動	委託料変更の規定の範囲内の場合		○	—
			委託料変更の規定の範囲を超える場合	○		物価の変動に起因するコストの増減に関しては、発注者と受注者が協議し、双方の合意により決定する。
		8 資金調達	受注者が調達する業務実施に必要な資金		○	—
			発注者側で調達する資金	○		

段階・区分		リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方
				発注者	受注者	
共通	その他	9 不可抗力	天災、人為的事象、その他等、通常の予見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象	○		—
		10 業務遂行の中断・不能	受注者の要因に基づくもの		○	—
			上記以外	○		
		11 計画・設計・仕様変更	発注者側の事由に起因するもの	○		受注者が負担する費用が著しく増減する場合、発注者と受注者は委託料の変更について、協議を行う。
			受注者側の事由に起因するもの		○	
		12 知的財産権侵害	本業務の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は受注者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	—
		13 情報の漏えい	発注者の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○		—
			受注者の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出		○	
		14 政策転換	発注者の政策変更による業務の変更、中断、中止等	○		—
		維持管理	15 施設の瑕疵	受注者の責めによる施設の瑕疵		○
上記以外	○					
16 施設損傷	受注者の責めによる施設の損傷			○	—	
	上記以外		○			
17 技術革新	受注者が採用した新技術での追加費用			○	—	
	発注者の指示等による採用技術での追加費用		○			
18 要求水準未達	維持管理に関する業務の内容が要求水準書に定める水準に達しない場合			○	—	
19 流入水量及び水質変動リスク	過年度の実績等から合理的に想定できる範囲内における水量及び水質の変動			○		
	過年度の実績等から合理的に想定できる範囲を超えた水量及び水質の変動		○			
20 業務内容変更	発注者の指示による維持管理に関する業務の変更		○		—	

段階・区分		リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方
				発注者	受注者	
維持管理		21 維持管理費の変動	発注者の事由による業務内容の変更等に起因する維持管理費の変動	○		－
			受注者の事由による業務内容等の変更等に起因する維持管理費の変動		○	
		22 修繕費増大リスク	受注者の責めによる修繕費の増大		○	
			上記以外によるもの	○		
		23 道路陥没（管路起因）	受注者の要因に基づくもの		○	必要な修繕の放置、修繕の施工が契約内容に適合しない等、受注者による事由が認められる場合
			上記以外	○		－
附帯事業		24 附帯事業	附帯事業の不振、不履行		○	発注者側に帰責事由がない限り、受注者が負担する。
任意事業		25 任意事業	任意事業の採算性の悪化、事業の不履行		○	－
その他	契約前	26 公募手続	実施要領等の応募手続の誤り	○		手続きの修正・変更等
		27 提示資料	実施要領等の提示資料の誤り	○		－
		28 応募費用負担	応募に係る費用の負担		○	－
		29 契約の未締結、遅延	発注者の帰責により契約締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合	○		－
			受注者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○	
		30 業務開始の遅延	発注者の事由による業務開始の遅延	○		発注者の手続き遅延等
			受注者の事由による業務開始の遅延		○	受注者の手続き遅延等
			不可抗力等による業務開始の遅延	○		－
		契約終了	31 契約解除	業務継続の必要がなくなった場合	○	
	受注者の債務不履行、不遵守等				○	
	発注者側の事由により業務の継続履行が困難になった場合			○		
	受注者側の事由により業務の継続履行が困難になった場合				○	
	32 業務終了時の施設状態		業務終了時の施設状態の要求水準の未達		○	－